

統治と市民社会の差異の意義

——ヘーゲルの『法の哲学』における統治権の恣意性排斥をめぐる——

一 序

ヘーゲルの『法の哲学要綱』⁽¹⁾における「統治権 (Regierungsgewalt)」論をマルクスが官僚制の経験的叙述だとして批判したとき (KHS. S. 24)⁽²⁾、そのねらいは、市民社会と国家の対立を解消し、この対立に根をもつ官僚制そのものを廃棄することにあつたといえるであろう。こうしたマルクスのな問題関心にかぎらず、市民社会と国家との媒介は、ヘーゲルの国家論を評価するさいつねに「アポリア」として問題とされてきたが、リトデルの指摘にしたがうかぎり、かかるアポリアの発生する根本的理由はつぎの点に求められ

神 山 伸 弘

ることになる。すなわち、ヘーゲルの議論によると、市民社会における諸身分・職業団体・自治体などの媒介要素が、「国家と市民社会との差異 (Differenz) の非揚棄性を表現している」⁽³⁾からだとされる。

ところで、こうした理解が正当なものであるとしても、国家と市民社会との差異そのものを廃棄することがヘーゲルの発想のうちにないとすれば、「アポリア」自身はむしろ、差異の廃棄にこだわりつづける解釈者のがわが生み出しているといえなくもない。もちろん、これは、市民社会を人倫的理念の分裂態として理解し、ここにおける普遍性と特殊性との差異を同一化していくことに重大な関心を寄せている。だが、このことが

ただちにかかる差異そのものの廃棄でないことは、『法の哲学』の「市民社会」論序論において明確に示されているところであり (§185 Ann.)、ましてやこれが国家と市民社会との差異の廃棄という課題を提起するものでもないことは、家族・市民社会との関係において国家が議論される (§263) ことから容易にみとれよう。

もっとも、市民社会と国家の差異の廃棄をめぐる議論が、これまで、ヘーゲル哲学と現存の政治との関係を考えるうえで生々しい実践的意義を有してきたといえるかもしれない。しかしながら、これがあたかもヘーゲル解釈の根本問題だとみなされると、かれ自身としては両者に差異を認めつつ議論をすすめたことの意義がいまいにされつづけられると思われる。

そこで、われわれとしては、この差異の意義を「国家」論レベルで検討したいのだが、これが強く意識されるのは、『法の哲学』ではとりわけその「統治権」論においてだと思われる。ところで、その近代国家論的な意義は、すでにアヴィネリによって指摘されている。

すなわち、ヘーゲルの官僚制的な統治権は、「公共政策が市民社会のよろもろの利害の直接的反映にな」らな^いことの「保証」であり、職業団体や自発的団体の存在は、「行政機関の威力に対する効果的な抑制と均衡の装置」として意義をもつとされる。⁽⁴⁾ヘーゲルの近代性についての評価はさておき、こうした意義づけをわれわれも妥当なものだと考える。だが、しかし、かかる有意義な差異も、市民社会における利害対立や階級分裂を廃棄するなかで、不必要になるというマルクスのな議論も論理的にはなお可能であろう。

もちろん、ヘーゲルの市民社会論において差異の同一化が充分なされているかいなかは、それ自体大きな論点となりうる。⁽⁵⁾ただ、当面われわれがうけとめるべきは、同一化がはたされたとかれ自身が判断した段階にあってはなお、国家が市民社会を越えた領域において存立しなければならぬという理解がなされたことの深刻さである。マルクスにたいする反問のかたちで述べるならば、よしんば階級対立が廃棄されたとしても、そこに成立する無矛盾的な市民社会が自分を越えた領

(3) 統治と市民社会の差異の意義

域に国家を構想せずすむのかという問題となろう。あるいは、逆にいえば、ヘーゲルの望む評価基準、すなわち論理の問題として、⁽⁶⁾市民社会と国家の差異が解消すると仮定するときに、いかなる事態が発生することとなるのかということでもある。

また、このときには同時に、市民社会と国家は、差異をもちながらも同一性も有しているので、いかなる媒介関係によってこれが成立することになるのか、あきらかにする必要もある。ただ、統治権と市民社会の関係を、マルクスが着目した人事・給与面での同一性で考えるだけでは不十分だと思われる (K.H.S. S. 251ff.)。かかる同一性は、官僚の定在形態を靜的に了解するには役立つとしても、市民社会と統治権の形態を過程的にあきらかにするものではないからである。

また、これを考える場合、とくに、「政治的国家」内部における統治権の恣意性が、ヘーゲルを評価するうえで問題となるであろう。というのも、われわれがすでに本誌で指摘したように、⁽⁷⁾ヘーゲルが、君主の恣意性を除去するために決定内容という「特殊なもの」

⁽⁸⁾(VI. S. 685) を統治権に委ねたとすると、つぎには、かかる特殊性に由来する恣意性が問題となつてこざるをえないからである。とりわけ、統治権の存立を前提とする場合、この処理に誤るならば、君主権と統治権の共同謀議によって、人民にたいする恣意的支配——すなわちヘーゲルの概念からしても専制支配 (S. 278 Anm.) ——が出来ることとなろう。ここからいかにしてヘーゲルは脱出しようとしたのか。

本稿では、以上のような問題を、『法の哲学』の「統治権」論を中心に、適宜その講義録なども参看しながら検討することにした。

二 市民的自治と統合権による包摂

ヘーゲルによると、国家は、市民社会の法律や利益を従属させるより高次の威力 (Macht)、すなわち「外面的必然性」でありながら、他方、市民社会の特殊利益と統一される普遍的目的、すなわち「内在的目的」だとされる (§ 261)。この「外面的必然性」について、マルクスは、家族や市民社会の「自立的在り方

(Wesen) をせばめ」・「事柄の内的本質 (Wesen) を侵してくる」ものと評価し (KHS. S. 204) 、「また、その普遍性については——とくに官僚制をめぐる議論の箇所では——、「国家利益が一つの特殊な私的的となつて」いると批判した (KHS. S. 250) 」。これは、総じて、国家が、家族・市民社会を超えた領域に「普遍性」として「詐称的」に自立化して、これらを権力的に抑圧しうる性格をもつにいたることにたいする批判といつてよいであろう。マルクスは、官僚制がかかる性格をもたざるをえないとみて、これを廃止するために、とりわけ、「特殊の利益が現実的に普遍的利益になること」の必要性を説く (ebd.) 。

もっとも、特殊性の普遍性への転化については、これはヘーゲル自身も課題としており、「市民社会」論における「理念の関心事」は、普遍性が諸個人の特殊性に即して顕現してくる過程を概念把握することにあつた (§187) 。

たしかに、市民社会における諸個人は、自己の利益を目的とし、普遍的なものを手段としかみなさない。

しかし、ヘーゲルは、これが利益達成の媒介に必要なため、「自分の知と意志のはたらきと行動とを普遍的な仕方で規定」(ebd.) せざるをえなくなると考える。市民社会的活動のなかに、「映現する (scheinend) 」 (§263) 形態であるにせよ普遍的性格が含まれるのは、こうした事情による。とくに、(一)「司法活動 (Rechtspflege)」から(二)「福祉行政 (Polizei)」を経て(三)「職業団体 (Korporation)」にいたる行程は、普遍的なものと主体的特殊性との統一 (Einheit) がそれぞれ、(一) 個々の事件において、(二) 特殊性の全範囲において相対的合一 (Vereinigung) として、(三) ——産業の特殊部門という制約はあるもの——具体的な総体性 (Totalität) において、実現していく過程だとされる (§229) 。

このように、ヘーゲルは、かれなりに、特殊性が普遍化する行程を構想したわけである。ヘーゲルの市民社会論では、市民自身の参加によって構成される職業団体をもって特殊性と普遍性との統一の完成をみると考えられるが、ただし、ここで顕現するはずの普遍性も、統治権とのかかわりではあくま

で特殊性にとどまらざるをえないとされる(§256)。したがって、その完成度からすれば、職業団体は、あくまで「ゲゼルシャフト的疎外そのものを克服していない」のであって、「ゲマンイシャフト」的共同性を実現することができていないとみられるであろう(『体系』十二頁)。さきのマルクスの要請とのかかわりでいえば、特殊的利益が普遍的利益に転化する展望が、ヘーゲルでは切り開けないということになろう。

これは、別言すれば、職業団体という市民社会の「各分肢が自らを全体的普遍性の場にまで高める」ことができないということだが、糸康弘は、これを次のように経済学的観点で意味づける。すなわち、「市民社会における商品生産の分業組織」である職業団体は、「市場価格の決定」を乗り越えず、「私的な商品生産、その社会的分業」についての「意識的コントロールを可能とする有機性」——簡潔にいえば「自覚的有機性」——をもちえていないとみられる。かかる意味づけは、ヘーゲルの各職業団体が、国民経済という普遍的なものを意識的に責任をもって運営するものとなっていない

いことへの批判といってよいであろう。しかも、各職業団体が自治的資格をもつために、統治権自体にもこうした意識性がないとされ、この点にも批判がくわえられている(『体系』六一―七十二頁)。

ここで、相対立する評価が明確になってきたと思われる。一方では、統治権が市民社会の「内的本質」を侵害する資格をもつとみられ、この場合、市民社会的諸組織は国家にたいしてきわめて従属的な位置を占めることになる。他方、市民社会的諸組織があくまで特殊性にかんして自治的資格を有する以上、統治権はこの活動に介入することができないと考えられる。ここにみられるような評価の対立は——賛美となるか批判となるかは別として——、ヘーゲル解釈史において繰り返されてきたパターンであるが、⁽⁹⁾真実のところはどうか。まずは、統治権の機能に重点をおいて検討してみよう。

ヘーゲルの基本的発想は、市民社会の諸団体(Korporationen)⁽¹⁰⁾、すなわち地方公共団体(Gemeinde)・営業団体(Gewerbe)・階層団体(Stände)などを「自

主管理 (Selbstverwaltung)」(I. S. 211) 団体とみなし、統治権のがわの活動をこれらに対する「監督・助言・形式的決定に制限」(I. S. 217) することにある。とくに、市民社会のこうした自治ないしは「共同統治 (mitregieren)」(I. S. 210) が、ヘーゲルによって「君主制における民主制の原理」(ebd.) として位置づけられることは、注目に値しよう⁽¹²⁾。

市民社会と統治権とがかかると関係をもつとすれば、衆が主張するように、ヘーゲル的な統治権は、諸団体本来の活動の内部に干渉することができず、市民社会において自然成長をとげる経済的分業の結果をたんに「追認」(『体系』十二頁) することしかできないようにみえる。すなわち国民経済の意識的統制ができないようにみえる。しかし、ヘーゲルの議論に即して、『法の哲学』全体に目配りしながら、統治権の権能を全面的にとらえる場合、こうした見方には無理があると思われる。

おそらく、貧富の蓄積にたいして市民社会が資産力能 (Vermögen) を備えていないという有名な議論か

ら等閑視されるのだと思われるが、統治権の重要な権能である福祉行政権は、生産者と消費者のあいだの利益衝突を回避し、均衡状態を達成するために、必要な規制を意識的におこなう権利を保持している (S. 235)。また、諸団体の自治が公認されるのは、あくまでこれらが「公の威力 (öffentliche Macht) の監督」(S. 252) に服するかぎりでのことであり、「特殊な部分が普遍的なものに反抗する態度をとらない」(I. S. 210) かぎりでのことである。分業体制のヘーゲル的な承認には、このように、たんなる「追認」以上のものが含まれているのである。

まさに、「欲求や特殊性の体系」の「目的」と「国家の目的が矛盾を来す」(I. S. 177) ときには「外面的必然性」が出来るわけだが、ここでいう「国家の目的」が市民社会にはじつは内在しているはずの普遍的なものであるからには、「外面的必然性」とは、自己の本質としての普遍を——みずからなしえないがゆえに——統治権をかりて外在化せざるをえないということなのである。もしも、ここにマルクスの主張するような市民

社会の「内的本質」の侵害があるとすれば、「部分的なもの」がたんに特殊な諸目的のために国家を利用しようとする」(L.S.178)がごとき市民社会の「本質」を撤廃するという以外にない。「国家が権力(Gewalt)として現象する」(ibid.)とは、アヴィネリの指摘をまつまでもなく、国家が特殊の利益に従属する事態を回避せんとする反発のことなのである。

しかも、ここで留意すべきは、これが、あくまで職業団体の自治を前提としたとき必然的に要請される事態だと考えられることである。市民的自治の条件のもとで国民経済を意識的に統制しようとするれば、つねに市民社会を超えた領域に国家を要請せざるをえないであろう。

ただし、ヘーゲルが統治権による統制・介入によってねらったものは、統治権みずからが市民社会的欲求や特殊性に手を染めること——たとえば国营企業を営むこと——ではない。むしろ、ヘーゲルは、統治権のかわりに市民生活にたいする権限拡張の性向があることを問題視し(L.S.211)これを防止すべく市民領域の

確保につとめようとする。

統治権の一般的规定は、市民社会の特殊的目的に関係しながら、「普遍的國家利益と法律的なことがらを、これらの特殊の諸権利のなかでしっかりと維持し、後者を前者につれもどす」(§289)機能、すなわち「包摂(Subsumtion)の職務」(§287)をはたすことである。かかる規定にしたがうかぎり、統治権による統制・介入は、先行的に決定されている國家利益や法の貫徹の形態ですすめることしか是認されないのである。

だが、これにたいしては、本節の冒頭で示した國家の普遍性をめぐる異論、すなわち、國家利益や法はむしろ特殊利益でしかないとする異議がおこると思われる。また、かかる普遍性が容認されたとしても、その包摂のあり方は恣意的であると主張されるかもしれない。

まず、前者の普遍性に対する疑義は、憲法体制(Verfassung)上の問題となるならば、ヘーゲルの『法の哲学』の議論の文脈でも「革命」の議論に直結せざるをえないことは、すでに別稿で指摘しておいた。⁽¹³⁾普

遍を詐称し、高次の人民的自己意識に背くがごとき憲法体制は革命的に転覆されざるをえないであろう(1) (S. 219)。このレベルの議論は、統治権をめぐる議論とは別位相のものであるから、本論では割愛してもよいと思われる。

他方、後者の包摂のあり方をめぐっては、次のことを考える必要がある。すなわち、統治権は、市民社会的特殊の直轄統治をなさないことにより、——すくなくとも「建て前」としては——、特殊的目的を自分の利益として独自に追求できず、官吏の利得算段のためにその権力を活用できなくなるといふことである。つまり、形式的には、統治権は、すくなくとも市民社会的特殊の場においてその恣意性を發揮することが正当化できなくなる。普遍性の担当者(国家)と特殊性の担当者(市民社会)が、それぞれ独自の領域で機能を特化することには、統治権の恣意性の一端を除去する意味が含まれているのである。統治権の恣意性は、なお実際の包摂内容の点で發揮される可能性なきにしもあらずだが、われわれは、ここで、国家と市民社会の

あいだに、政治的国家における権力分立に比すべき一種の機能分割があることに気づかされるであろう。⁽¹⁴⁾

もちろん、ここから必然的に、市民社会には、特殊の活動の自由な領野が確保され続けるといふことになる。したがって経済の面からすると、一度達成された社会的分業の均衡も破れる可能性があり、かかる事態に統治権は不断の意識的統制をなさざるをえないであろう。もちろん、ここでの統制が「事前の配慮(Vorsorge)」(§219)を含むことはいうまでもない。統治権の職務とは、いわば悪無限的に、特殊の圏域を確保し、さらにこれを普遍の立場に還帰させる過程的運動というものである。

三 国家機能の団体への還帰とその限界

こうした市民社会的活動にある自然発生性・アンキー性の残滓をいかに評価するかは、本論の課題ではない。ただ、ここで留意すべきは、市民社会に階級対立などのなんらかの「疎外」が認められるときに、これらの個別的・特殊的事象を国家利益や法という普遍

性によって规定的に廃棄する方法と、その背景たる、自然発生性の息の根を止める方法とは、原理的に重大な差異があることである。前者の方法には、「市民自身の認識と決断と実行、ならびに小さな情熱と空想が思うままに駆けめぐる」 (§299 Ann.) 余地——すなわち市民の形式的自由が認められる余地がある。これにたいして、後者の方法は、自然発生性の芽である市民的自由そのものを廃棄せずにはおかない。なぜなら、自然発生性というものが市民の恣意を基礎としている以上、前記目的のためにはこれを廃棄しなければならぬだろうが、かかる恣意性こそは、ヘーゲルの理解によれば市民的自由そのものだからである (§185)。

おそらく、こうした議論には、市民ないしは市民的諸領域自身が自発的に普遍性の担い手となるならば市民的自由を確保しながら「疎外」も根絶しうるし、あるいは前節で問題となった「外面的必然性」も出来しなくなるという主張もあるであろう。前節では、統治権の面に議論が集中したが、もともと、「有機的一体性の自覚」は、こちらではなく職業団体に要請されてい

るものであった。

もちろん、ヘーゲル自身も、市民自身に普遍性の自覚が芽生えることを重大な関心事としている。ただ、この問題にたいするかれの思考方法の特色は、たんに市民自身の主観的な道徳的良心のレベルだけではなく、それを客観的な諸制度・政治組織として確立する点にみられる。このように考えるのも、前者ばかりでは、普遍性の自覚が、個人の恣意性に委ねられ、偶然性に解消してしまうのにたいし、後者においては、たとえ個人における逸脱はあるとしても、普遍性の自覚を全体として形成する客観的な保証がえられるとみるからである。⁽¹⁵⁾

ところで、その客観的諸制度こそが、前節で示したごとく、市民社会では司法活動・福祉行政・職業団体なのだが、司法活動と福祉行政とが統治権に包摂される段階と、職業団体が統治権に包摂される段階とでは、その客観的あり方に応じて市民的意識にかなりの差異が生ずるのである。

まず、客観的あり方からみていこう。前者の場合、

統治権という普遍的なものが、「公の威力」(§219, §235 etc.)として、直接的に市民社会の特殊な面と接触するのになりたいし(§287)、後者の場合、特殊な領域としての職業団体が自分自身の内部的な普遍性を自己統治し、国家という「即かつ対目的に存在する普遍的なもの」との自治的な媒介となる点で、性格が異なっている。つまり、統治権の作用が、個人にとって直接的・権力的であるか、媒介的・自治的であるかというかたちで、区別されるのである。

また、これは同時に、人的配置の相違でもある。司法活動と福祉行政の場合、特殊性を担う具体的個人がその特殊性に内在する普遍性をみずから合一させるのではなく、あくまでこうした個人とは異なる「普遍的階層」が担当することになる。したがって、特殊の階層にとっては、普遍的なものが、一般的に外的に与えられるものにはすぎず、自己の特殊性に即する(「自業自得」といわれても、ピンとこない、なお剥き出しの超越性を有する可能性がある。なぜなら、司法活動と福祉行政のわが特殊性に内在する普遍性を追求したと

しても、市民自身がこの目的化を遂行することは必ずしも要しないからである。

これにたいし、職業団体は、自分の特殊性を追求せんとすればするほど、普遍性それ自身を内在的に目的とせざるをえなくなる。なぜなら、みずから普遍性を体現しなければ、利得をうることができぬという自己責任性があるからである(T. S. 186)。普遍を求めぬ個人は没落するのだ。もちろん、だからといって、個人は無限定に職業団体に信託しなければならないわけではない。「個人は、職業団体によって権利を持っているかぎりでは、職業団体に賛成してこれに関心をもち義務をもたない」(T. S. 211)。個人の権利が保証される職業団体の場合、普遍的なものは、超越的であることをやめ、自己の特殊性に即するかたちで対自化されることとなる。

以上のことから、普遍にたいする個人の意識・意志の態様にも差異の生じていることがわかるであろう。司法活動・福祉行政においては、個人が「自分の特殊的利害関係のうちに即目的には存在している普遍的

なものとしての諸制度に、おのれの自己意識をもつ」ことよってしか「普遍性の権利」を獲得することができないのたいし、職業団体においては、かかる自己意識をもつばかりでなく、「普遍的目的に向けられた職務と活動」とが授けられることとなる(§264)。もちろん、前者においても、制度は客観性のエレメントにあるのだが、市民個人の意識や意志の局面では、たんに自己意識の主観性のエレメントにおいて、すなわちたんに個人の徳のレベルでしか、普遍性の自覚が保証されない。これにたいし、職業団体の場合、普遍性を自覚する実践的活動が自己のものとならざるをえなくなる。もっとも、この場合でも、個人の主観性次第では、自分の属する団体自身に疎遠な超越性を感じる可能性もあるだろうが、自己に即した位相で普遍性を客観的に確認できる場が現実的にあるかどうかは、決定的な差異となろう。

こうした普遍性の自覚の差異は、市民社会と国家の同一性のレベルの差異でもある。

たしかに、司法活動・福祉行政の段階にとどまるか

ぎりでは、市民社会と統治権は、相対的に独立の圏となるから、双方の対立面が強く意識されることになる。ただ、この場合でも、普遍性が「真」なるもので、市民がこれに自分の本質的な自己意識をもつかぎりでは、両者の区別は無意味化してしまう⁽¹⁶⁾。このとき、対立を固定化しているのは、むしろ「否定的悟性」や「賤民」⁽¹⁷⁾の立場にたつ者でしかないといわれる(§272 Ann.)。つまり、国家利益や法に自己の特殊の活動が背かないかぎり、国家は、「外面的必然性」ではなく、「内在的目的」として確認されることになる。かかる事態を観念的だと批判することもできようが、そもそもこの段階では、市民社会と国家が直接的に対立する以上、両者の同一性を確認する次元は観念のレベルにしかないのである。

他方、この関係は、職業団体の段階にいたると重大な変化を蒙ることになる。もちろん、市民社会の特殊の利益と国家の普遍的利益とのあいだに区別の存する事情には変化が見られない、しかしながら、自分の特殊性にかかわる普遍性ですら統治権に委ねられていた

先の事態は変更され、これらが市民的自治のがわに還帰させられている。つまり、市民社会のがわは、以前に国家の占有するところであった機能を自分のものとして、⁽¹⁸⁾観念論だと批判されることがつねのヘーゲル的な国家理念の分節化の論理は、国家の有機的編成を前提とした国家権力の下方委譲の論理でもあったのである。

以上、ようするに、官僚制が独自の権力となったとしても、普遍性の回復をおこなう市民のがわの機構が、レベルの相違はあるとしても、ヘーゲルの議論には存在している。

だとするならば、さらにすすんで、市民社会と国家の区別を撤廃することも可能ではないか、という主張もでてこよう。しかし、職業団体の場合、内部で普遍性を実現できたとしても、それはいうまでもなく自己の特殊性を追求する限界内のものでしかない。職業団体は、特殊的領域として、「あまり密接でない諸条件の連関や普遍的見地については不完全にしか知っていない」(I.S.211)という限界を有しているのである。も

っとも、ヘーゲルがかかる限界を固守するのたいし、これを超えたほうが理性的だという批判も可能かもしれない。「有機的一体性の自覚」の要請を一貫させれば、職業団体が、かかる限界を突破して、統治権抜きに全体的普遍性へと高揚すべきだということになろう。あるいは、別言すれば、統治権の全機能を市民社会的諸団体へと吸収すべきだということになろう。

だが、残念ながら、この要請は、職業団体の特殊としての概念的本性に反することによって、実現不可能な課題を設定するだけでなく、分岐にすぎぬ職業団体に、過重な負担をかけるものだといえる。つまり、職業団体に客観的に存在する限界をここで突破するためには、唯一、これを主観的・意識的に捨象するほかはないであろう。そのうえで、全体的普遍性への高揚が追求されるとすれば、職業団体は、自己の特殊な自立性を日常的に放棄するよう求められる事態となる。⁽¹⁹⁾これは、戦時体制でのみ通用する議論である(§324)。しかも、全体的普遍性への高揚により美しい体制づくりをめざしたにもかかわらず、実際は、必然的に恣意的

な体制を生みださざるをえなくなる。その事情はこうである。

個人や団体が普遍性にまで高揚したとしても、自己を超えた領域に普遍性が提示されない場合は、唯一みずからの主観性の域において、普遍的な内容を定立せざるをえないはずである（このことはもちろん可能ではある）。ところで、職業団体は、まずなによりも特殊性たる欲求にかかわる場である。ここで、ヘーゲル的には、特殊性にかんする意志は恣意的であることに注意しよう。すると、「各分枝がみずからを全体的普遍性の場に高める」ことが要請されるとき、一方で自己の欲求たる特殊性を死活の目的とする者は、これを普遍性だといいくるめることにならざるをえないはずである。したがって、ここから国家全体のあり方が、一定の有力な諸団体の主観性によって左右される事態を招くことになろう。あるいは、普遍性をめぐる諸団体の抗争状態が惹起せざるをえないであろう。これは、自己の特殊性にかんする普遍性を自治的に目的化するさいに起こりうる衝突以上の深刻な事態を生み出すこ

とになる。ことは、国家における内乱であり、しかもこれを收拾する権力を欠いた事態なのである。

四 万人の統治参加と統治権からの超出

したがって、欲求に手を染める職業団体は、あくまでもその特殊性の限界内で独自の普遍性を顕現させることのほうが、理性的なのである。だが、このような統治権と市民社会の相対的独立性、および前者にたいする後者の従属という論理的事態を容認するとしても、なおその両者の媒介のあり方に疑義を呈することもできよう。とくにここで問題となるのは、依然として閉鎖的領域とみられる統治権のがわが、国家の威力をもつ以上、職業団体の意向を無視して一方的に「国家意志」なるものをおしつける可能性があることである。

マルクスは、統治権が職業団体を要請することを「官僚制の物質主義」(KHS. S. 249)とみなし、国家が官僚制的国家であらんがためにかかる要請がなされていると評価した。もちろん、ヘーゲルによる職業団体の導入がこうしたものでしかないとすれば、先に触れ

た自治などは、空文句にすぎないこととなろう。したがって、このとき、職業団体の長が国家的意識をもつとすれば (§289 Anm.)、かれは、「上意下達式の小官僚的性情——「お上のセンスの真持ちなさ」・「奴隷根性」(KHS. S. 330)——を帯びることになろう。

たしかに、先にも指摘したように、職業団体を有機的に編成せんとするヘーゲルの構想は、国家理念の分節化の一環として「国家機能の分与」(『体系』十二頁)⁽²⁰⁾の一面をもつので、統治権が「特殊的な諸圏(Kreise)の存立」(I. S. 210)を要請することになるのは当然である。また、団体成員によって民主的に選挙される団体執行部は、統治権に従属するために、その認証を受ける必要がある、団体成員の意向に従属しないことも必要とされる (I. S. 212)。こうしてみると、職業団体の国家への接続によって万人の闘争状態からの脱却を目論むヘーゲルは、官僚制的統制の全般化によって、これを達成せんとしているかのごとくである。

しかしながら、職業団体の執行部が統治権に従属するのはあくまでも事柄の一面であって、逆に、執行部

は協議組織をつうじて職業団体に統制されるものでもある (I. S. 186)。かくして、統治権と職業団体は、それぞれ自立的項であるから、これが接続されたからといって、「特殊な専門家階層が決定する国家的施策を、各分肢が自治的に」「うけとめる」ことが、あるいは「各職業団体が自主的に官僚主導の国家利益に順応する」(『体系』十六・七頁)ことが概念上自動的に成立するものではないのである。

両者の「包摂」の関係において発生する矛盾——すなわち、一方では、統治権のがわが市民的諸官庁を抑圧し、その管理権を剝奪しようとする傾向をもつのにたいして、他方では、「市民の諸官庁のもつ自惚れと特殊性が統治権の諸官庁に口をだす」傾向 (I. S. 213)があること——こうした「衝突(Kollision)」の想定のもとで、ヘーゲルは両者の結合をはかろうとする。しかも、あくまで、職業団体の指導機関が「本質的なことを処理し」、官吏は「自分の欲することを直接的には完遂することができない」(I. S. 218)という条件のもとである。

こうした困難な条件のもとで統治権と職業団体を結合するあり方には、それぞれの本性から迫る必要がある。

ここでの問題は、統治権のがわにすれば、彼らの下した——普遍に特殊を包摂する——判断がいかにして職業団体のものとなるのか、ということであろう。他方、職業団体にとっては、統治権の抑圧的性格を排除して特殊性をめぐる自由な活動領域をひろげることが関心事となろう。

ヘーゲルは、団体精神の国家精神への転化という過程のうちに、この問題の解決をみる。これは、特殊の諸領域の権限が国家によって認められることによって団体精神が生じ、さらに特殊の諸領域が目的追求の手段を国家にもつことによって、団体精神が国家精神に転化する過程のことである (§289 Ann.)。国家による団体の公認を「簡単な橋渡し」(『体系』九頁)だと軽視すれば、ヘーゲルがここにこめた重大な意味、すなわち、団体は国家によって承認されることを死活の利益としているということを見落とすことになる。と

いうのも、この承認の形式が存在しないとき、団体は無権利の状態にあり、最悪の場合——「国家に対立する私権として権力を占有する場合」(I. S. 174)はとくに——、反国家的存在として廃棄されかねないからである。逆に、団体の存立が認証されるならば、すでにみたとおり、自己の利益と普遍性を確認する場が確立することになる。

だが、このようにして国家に承認されたとしても、たんに「行政機構の末端」(『体系』十二頁)にとどまって、自分の特殊的目的の実現が不可能であるならば、団体は、もはや自立的存在ではないし、したがって当然、自発性をもって国家的活動に関与しようとはしないであろう。この点で、ヘーゲルは、自立的存在としての個人を承認する立場にたつかぎり、「人間は、普遍的なものが自分の利己心 (Eigennutz) を満たさなければ、普遍的なものになんの関心も示さない」(I. S. 183) という洞察をふまえている。特殊の諸領域が国家において目的追求の手段をもつとは、「国家において自分の生計 (Existenz) と名誉となる職務」(I. S.

184)が割り当てられることである。こうして、「特殊な諸領域は、ただ国家によってのみ存立する」(I.S. 211)という意識、すなわち国家精神が発生することとなるのである。

統治権と団体とのこうした有機的結合の提起は、ヘーゲルにとり、近代的統治関係の批判でもあった。すでに「職業団体」論において、個々人の投票によって代議士を選出する代表制民主主義という「通常の国家表象」が、「国家から個別的市民へと跳躍する(Sprung)」もの、あるいは逆に、「個人の利害関心・個人の恣意から跳躍して、普遍的利害関心への参加という他極にいたる」ものだと特色づけられていた(VI. S.620)。ヘーゲルは、国家的普遍性と個人的特殊性とが、こうした「跳躍」によって切断され無関係にされているというのである。「最高の具体的普遍性」という政治の場を構想するさいに、仲間集団という共同体を諸個人に解体する考えは、ヘーゲルによれば「市民生活と政治生活とを別々に切り離したままにし、後者をいわば宙に浮かす」ものでしかならぬ (§303 Ann.)。

このことによって出来るものは、端的に言って、一方では、少数者による国家意志の私物化ないしは恣意的行使であり、他方では、露骨な権力に依拠することを本質とする政治なのである。

第一に、国家意志が少数者の恣意によって支配されるというのは、本質的には、国家意志の表明の基礎が個人による選挙(Wahl)すなわち恣意におかれること⁽²¹⁾によって、「国家意志」即「個人の恣意」ということが「整合的」なものとして承認されるからである (§303 Ann.)。しかも、投票行為が「多数者のなかのたんなる一票」という没意味性を帯びることによって、普遍的なものへの「跳躍」それ自体すら、個人によって果たされることがなくなる (§311 Ann.)。リーデルのいうごとくにヘーゲルにおいて「公民 (Staatsvolk)」がないとすれば、⁽²²⁾ヘーゲルとしては、有権者としてしか存在しない個人などで「公民」が成立したとは認めえないということである。

第二に、権力を本質とするというのは、次のような事情があるからである。ヘーゲルは、市民社会におけ

る団体の政治的意志を無化してたんなる個別の人格を基礎とする政治体制を、「抽象的諸観念」・「原子論的表象」 (§ 308 Ann., § 311) ・「機械論」 (II. S. 326) ⁽²³⁾ だと評価する。もっとも、ヘーゲルは、「憲法体制は気構え (Gesinnung) と機械論の統一である」 (II. S. 327) とし、法律・習俗などの精神的なものが「伝達 (Mitteilung)」可能なものとして機械論に服することを主張するから、⁽²⁴⁾ 単純に機械論の役割を否認するものではない。しかしながら、「實在的な機械的過程」を純粹に取り出した場合、普遍性の威力——ここでは「外面的必然性」としての国家——が、客観——ここでは個人——固有の自己内反省としての否定性ではないときには、疎遠なもの (Fremdes) ・暴力 (Gewalt) と⁽²⁵⁾ なる。

ヘーゲル的な有機的体制といえども、国家がこうした権力的性格を露呈する可能性は、払拭することができない。だが、機械論的国家は、個人々が普遍性へと還帰する制度的保証を欠如し、しかも個人の恣意を放任しているのであるから、普遍性への抵抗には剥き出

しの権力によって応ずるほかはない。これはいかなる体制であろうか。恣意が権力的に「普遍」と称されている事態、すなわち専制である (§ 278 Ann.)。

これにたいし、ヘーゲルは、職業団体が市民生活と政治生活との統合を可能とする基礎だと考えた。「政治的關係」をもつのが「公民 (citoyen)」であるならば (VI. S. 472)、この場においてこそ「公民」が想定され、そのうえに統治権が構想されるべきなのである。

そして、職業団体という媒介をつうじて、万人が統治権に参加する構造が築かれることになる。

とはいえ統治権そのものは、なお、メリットシステムとして閉鎖的領域を形成し、しかもその包摂機能における恣意性を完全には排斥できず、諸団体にたいしても最終的には威力的にふるまうのであるから、近代の統治関係における個人の恣意にかわって統治権の恣意が登場しただけだということもできる。だが、まさにこの点を問題化するところに、ヘーゲルの議論の転換点があるのである。

もっとも、最終決定権が、主権者たる君主に帰属す

ることによって、統治権から奪われていることを指摘しておかなければならない (§297)。だが、これは、君主権と統治権による共同謀議性を排斥する決定打とはならないであろう。したがって、統治権の恣意性を排斥するために、職業団体の権限を承認すること以上の保証を求めようとすれば、さしあたり、統治権の内部に目が向かざるをえないと思われる。もちろん、ヘーゲルは、官僚制内部での位階性と責任性が、恣意性を排斥するひとつの保証であると考える (§295)。

だが、重要なことは、ヘーゲル自身、官僚制内部の自浄能力がかなりあいまいであることを認め、ここから、統治権の恣意を抑止する本質的な機能を統治権の外部に求めていることである。

官吏は、たんに給料にしか自分と家族の「生計」をもたないから、市民にたいする義務意識が希薄となり、自分を昇進させてくれる上司にたいする義務しかもたないと思わせる危険性ははらんでいる (I.S.218)。こうした官吏の充満せる官僚機構とは、ヘーゲルにとって「市民の抑圧のために市民めがけて投げつけられた投

網 (Netz)」(ebd.) でしかない。もっとも、統治権の權威を保持するため、官吏の恣意的行動を抑止することに官僚機構が意を注ぐことはありうる。しかし、かかる「保証はきわめて不確かなものでしかない」(I.S.217)。なぜなら、「上級官吏と下級官吏は、市民にたいして、同類としての利害関心をもっているからである」(ebd.)。

このためヘーゲルは、統治権の内部的な自浄能力には必ずしも期待しない。むしろ、「市民は、内密に裁かれる官吏を官吏にたいして告訴すべきなのである」(I.S.218)。しかしながら、こうした告訴が闇から闇へと葬られるものであってはならない。したがって、ヘーゲルは、「かかる保証は、この「官吏」の圏外に存しなければならず、階層制議会 (Ständerversammlung) に存しなければならぬ」(ebd.) という。つまり、統治権の恣意を抑止する本質的な保証を求めて、議会の不可欠性が主張され、これを「主要な契機」(I.S.221) とする立法権への移行が果たされることになるのである。

五 小括

官僚制的な統治権が、政治的国家にとって必要不可欠であるという認識をもちつつも、同時に、かかる統治権が恣意に陥ることもヘーゲルは明確に自覚していた。したがってかれは、かかる恣意から統治権が脱却しうる保証を、一方では、自治的な団体を統治権に接続して統治権の機能を形式性へと切り縮めることによって、他方では、かかる団体を議会に編成することによって確立しようとしたのである。こうした打開策がヘーゲルにとりいかに決定的なものであったかは、次の言葉で知られよう。統治権がはらむ「現代の害悪は、有機的編成によって下から除去されなければならない。ほかのあらゆる計画は、有用でも有益でもなく」(L.S. 216)。統治権と団体との関係は、「各自が独自の論理をもって相対的に自立するとともに、究極的には後者が前者に包摂される関係ではあるが、かかる関係が正常に機能するためには、統治権を超えた議会の地平にその保証が存在しなければならないのである。

もつとも、ヘーゲル的な議会の機能が、この任にたえないという批判もあるであろう。これについては、機会を改めて論ぜざるをえないが、すくなくとも統治権の恣意性にたいして、「議会が「検閲(Zensur)」(S 301 Anm.) 機関としてあるまじうことを指摘しておきたい。すなわち、「統治権という「投網」は、議会によって破られる構成になっているのである。

(1) テキストは「G. W. F. Hegel, *Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Berlin 1821, in: *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, ed. v. K. H. Ilting (abgek. VR.), Bd. 2, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974 を用いる。以下『要綱』の参照・引用箇所は節数のみを本文中に記す。

(2) Vgl. K. Marx, „Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, [Kritik des Hegelschen Staatsrechts (§ 261-313)]“, in: *K. Marx · F. Engels Werke*, Bd. 1, Berlin 1956. 以下同手稿の参照・引用箇所は「これぞ KHS と略す」頁数を本文中に記す。

(3) Vgl. M. Riedel, *Bürgerliche Gesellschaft und Staat, Grundproblem und Struktur der Hegelschen*

Rechtsphilosophie, Neuwied und Berlin 1970, S. 74. 邦

訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』池田貞夫・平野英一訳、未来社、一九八五年、一〇〇頁参照。

(4) Vgl. S. Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge 1972, p. 160. 邦訳『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、一九七八年、二五一頁参照。

(5) 桑康弘は、『特殊的利益と普遍的利益とが合致する中間集団』を自明の前提とするなら、問題はなにもなくなってしまう」と批判する。『体系と方法——哲學的理論構成と弁証法』世界書院、一九八四年、十一頁参照(以下同書の参照・引用箇所は、これを『体系』と略し、頁数を本文中に記す)。哲學的議論を歴史的事情から評価しようとするは、こゝでした自明性が問題となることは当然であるが、本論では、ヘーゲルの主張にしたがう(VI. S. 632, 記号は註(8)参照)「理念論としての妥当性を吟味することにした」。

(6) Vgl. Hegel, a. a. O., S. 59.

(7) 拙稿『君主の無意味性——ヘーゲル『法の哲学』における「君主」の使命』、『一橋論叢』第一〇四巻、二〇〇—二一九頁参照。

(8) Vgl. Hegel, *Philosophie des Rechts*, nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25,

in: *VR*, Bd. 4, 以下、同講義の参照・引用箇所は、これをVIと略し、頁数を本文中に記す。

(9) Vgl. H. Ottmann, *Individualium und Gemeinschaft bei Hegel*, Bd. 1, im Spiegel der Interpretation, (Quellen und Studien zur Philosophie; Bd. 11), Berlin/New York 1977, S. 1-32.

(10) 第二八八節では、統治権に接続する地方公共団体や階層団体もKorporationとされ、「職業団体」論の参照が求められる。したがって、これらの機能も職業団体のものに準拠すると考えうる。以下、煩瑣となるため、一般に職業団体についてののみ議論する。

(11) Vgl. Hegel, *Vorlesungen: Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd. 1, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft: Heidelberg 1817/18, Nachgeschrieben v. P. Wannenmann, hrsg. v. C. Becker et al., Hamburg 1983. 以下、同講義の参照・引用箇所は、これをIと略し、頁数を本文中に記す。

(12) もっとも、「近いうち、君主制のなかの民主制的・貴族制の要素についていろいろ語られたが、これもまた適切ではない」(§ 273 Anm.)としている。

(13) 拙稿『人倫的理念の超越性と実在性の間——ヘーゲル『法の哲学』における革命の権利づけをめぐる』

て、「一橋研究」第十四巻第一号、三五—六〇頁参照。
(14) もちろん、形式的に機能分割があること、それが有効に機能しているかいは別次元の問題といえる。ヘーゲルの意図を敷衍するかたちでいえば、これを実質的に機能させる力は、人民の精神の進展に求められるであらう。

(15) 「各人が、自分の善き意志であらゆることがなされていると信じ、特殊的な職務はなんら必要ではないと信じているため、普遍的なものが、偶然的なものになってしまふ」(I. S. 186)。だが、良心ないしは政治的気構えも、ヘーゲルの国家にとっては重要な契機であることはいまでもなく (§§ 267-268)。教育の問題とのかかわりでは、vgl. V. Hösle, „Der Staat“, in: *Anspruch und Leistung von Hegels Rechtsphilosophie*, hrsg. v. C. Jermann, Stuttgart-Bad Cannstatt 1987, S. 190-195。

(16) 「階級国家」なるものを被抑圧階級が支持するとすれば、かかる国家に被抑圧階級の本質的な自己意識があるからである。

(17) ヘーゲルのいう「賤民 (Pöbel)」は、ただちに貧民のごとではなから。この概念は、一般に権利感情や労働意欲を失ったものを意味し、富裕者もその例にみれなから (VI. S. 608)。

(18) 個人が普遍的なものを完遂することで自己のために尽力するようになるとき、普遍性と特殊性との「実在的合一 (reale Vereinigung)」(I. S. 184) がなされることになる。

(19) 「個体の対自存在は、民主制において悪徳として現象する」(I. S. 199)。

(20) 衆はこれを外面的だとするが、ヘーゲルの意図は、内在的目的を市民社会に還帰させることであらう。

(21) 選挙とは選択であり、これは、自我が意志の特殊の内容を偶然的・恣意的に規定することにはかならなから (§§ 14-5)。

(22) Vgl. Riedel, a. a. O., S. 76. 前掲訳書 一〇四頁参照。

(23) Vgl. Hegel, *Naturrecht und Staatswissenschaft nach der Vorlesungsschrift* von C. G. Heymer 1818/19, in: *VR*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973. 次の引用箇所についても、同講義をIIと略し、頁数を本文中に記す。

(24) Vgl. Hegel, *Wissenschaft der Logik II, Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 5, hrsg. v. E. Moldenhauer u. K. M. Michel, Frankfurt am Main 1969, S. 416.

(25) Vgl. Hegel, a. a. O., S. 420 f.

(跡見学園女子大学専任講師)